算式イ(2)の符号

A　測定単位の数値

B　修正後子ども数（平成23年度前期地方公務員分）

算式イ(3)

$$\frac{B \times 0.436}{A}$$

算式イ(3)の符号

A　測定単位の数値

B　修正後子ども数（平成23年度前期被用者・非被用者分）

算式イ(4)

$$\frac{B \times 0.271}{A}$$

算式イ(4)の符号

A　測定単位の数値

B　修正後子ども数（平成23年度後期地方公務員分）

算式イ(5)

$$\frac{B \times 0.216}{A}$$

算式イ(5)の符号

A　測定単位の数値

B　修正後子ども数（平成23年度後期被用者・非被用者分）

算式ウ

$$\frac{B \times 1.611}{A}$$

算式ウの符号

A　測定単位の数値

B　児童扶養手当支給者数

算式エ

$$\frac{B \times 91.68}{A}$$

算式エの符号

A　測定単位の数値

B　障害者福祉サービス利用者数

第九条第一項の表都道府県の項第五号7中「修正後子ども数（地方公務員分）」を「修正後子ども数（平成二十三年度前期地方公務員分）」に改め、同号8中「修正後子ども数（被用者・非被用者分）」を「修正後子ども数（平成二十三年度前期被用者・非被用者分）」に改め、同号10を同号12とし、同号9を同号11とし、同号8の次に次を加える。

9　修正後子ども数（平成二十三年度後期地方公務員分）は、児童手当支給状況報告書（公務員分）における様式一第二表(2)中区分「児童手当」における支給対象児童数の第一子及び第二子の子の数、区分「児童手当」における支給対象児童数の第三子以降の子の数、区分「特例給付」における支給対象児童数の第一子及び第二子の児童数の計、区分「児童手当」における支給対象児童数の第三子以降の子の数の計、区分「特例給付」における支給対象児童数の第一子及び第二子の児童数の計及び区分「児童手当」における支給対象児童数の第三子以降の子の数の計の合計数とする。

10　修正後子ども数（平成二十三年度後期被用者・非被用者分）は、次に掲げる数の合計数とする。

一　被用者（次号に掲げる者を除く。）に係る修正後子ども数（平成二十三年度後期被用者・非被用者分）

イ　次に掲げる数の合計数

(1)　児童手当法（平成二十二年法律第百三十号）附則第二条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第一条の規定による改正前の児童手当法（以下「旧法」という。）第六条第一項の受給資格者（旧法第七条第一項の規定により旧法第六条第一項の受給資格者とみなされた者を含む。）であつて、平成二十二年六月八日付けで雇用均等・児童家庭局長通知（雇児発〇六〇八第一号）厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知（以下「局長通知」という。）別紙様式第二（以下「様式第二」という。）の一の端数を四捨五入した数（様式第二の一の端数が四捨五入する数がないときは、その端数）を四捨五入した数（様式第二の一の端数が四捨五入する数がないときは、その端数）を乗じて得た数（小数点以下の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）

(2)　旧法第六条第一項の受給資格者であつて、平成二十二年六月八日付けで局長通知別紙様式第二の二の端数を四捨五入した数（様式第二の二の端数がないときは、その端数）を乗じて得た数（小数点以下の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）

(3)　旧法第六条第一項の受給資格者であつて、平成二十二年六月八日付けで局長通知別紙様式第二の三の端数を四捨五入した数（様式第二の三の端数がないときは、その端数）を乗じて得た数（小数点以下の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）

(4)　旧法第六条第一項の受給資格者であつて、平成二十二年六月八日付けで局長通知別紙様式第二の四の端数を四捨五入した数（様式第二の四の端数がないときは、その端数）を乗じて得た数（小数点以下の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）

(5)　旧法第六条第一項の受給資格者であつて、平成二十二年六月八日付けで局長通知別紙様式第二の五の端数を四捨五入した数（様式第二の五の端数がないときは、その端数）を乗じて得た数（小数点以下の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）

ロ　次に掲げる数の合計数

(1)　旧法第六条第一項の受給資格者であつて、平成二十二年六月八日付けで局長通知別紙様式第二の一の端数を四捨五入した数（様式第二の一の端数がないときは、その端数）を乗じて得た数（小数点以下の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）

(2)　旧法第六条第一項の受給資格者であつて、平成二十二年六月八日付けで局長通知別紙様式第二の二の端数を四捨五入した数（様式第二の二の端数がないときは、その端数）を乗じて得た数（小数点以下の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）

(3)　旧法第六条第一項の受給資格者であつて、平成二十二年六月八日付けで局長通知別紙様式第二の三の端数を四捨五入した数（様式第二の三の端数がないときは、その端数）を乗じて得た数（小数点以下の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）

(4)　旧法第六条第一項の受給資格者であつて、平成二十二年六月八日付けで局長通知別紙様式第二の四の端数を四捨五入した数（様式第二の四の端数がないときは、その端数）を乗じて得た数（小数点以下の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）

(5)　旧法第六条第一項の受給資格者であつて、平成二十二年六月八日付けで局長通知別紙様式第二の五の端数を四捨五入した数（様式第二の五の端数がないときは、その端数）を乗じて得た数（小数点以下の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）

二　被用者に係る修正後子ども数（平成二十三年度後期被用者・非被用者分）は、次に掲げる数の合計数とする。

イ　次に掲げる数の合計数

(1)　旧法第六条第一項の受給資格者であつて、平成二十二年六月八日付けで局長通知別紙様式第二の一の端数を四捨五入した数（様式第二の一の端数がないときは、その端数）を乗じて得た数（小数点以下の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）

(2)　旧法第六条第一項の受給資格者であつて、平成二十二年六月八日付けで局長通知別紙様式第二の二の端数を四捨五入した数（様式第二の二の端数がないときは、その端数）を乗じて得た数（小数点以下の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）

(3)　旧法第六条第一項の受給資格者であつて、平成二十二年六月八日付けで局長通知別紙様式第二の三の端数を四捨五入した数（様式第二の三の端数がないときは、その端数）を乗じて得た数（小数点以下の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）

(4)　旧法第六条第一項の受給資格者であつて、平成二十二年六月八日付けで局長通知別紙様式第二の四の端数を四捨五入した数（様式第二の四の端数がないときは、その端数）を乗じて得た数（小数点以下の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）

(5)　旧法第六条第一項の受給資格者であつて、平成二十二年六月八日付けで局長通知別紙様式第二の五の端数を四捨五入した数（様式第二の五の端数がないときは、その端数）を乗じて得た数（小数点以下の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）

ロ　次に掲げる数の合計数

(1)　旧法第六条第一項の受給資格者であつて、平成二十二年六月八日付けで局長通知別紙様式第二の一の端数を四捨五入した数（様式第二の一の端数がないときは、その端数）を乗じて得た数（小数点以下の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）

(2)　旧法第六条第一項の受給資格者であつて、平成二十二年六月八日付けで局長通知別紙様式第二の二の端数を四捨五入した数（様式第二の二の端数がないときは、その端数）を乗じて得た数（小数点以下の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）

(3)　旧法第六条第一項の受給資格者であつて、平成二十二年六月八日付けで局長通知別紙様式第二の三の端数を四捨五入した数（様式第二の三の端数がないときは、その端数）を乗じて得た数（小数点以下の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）

(4)　旧法第六条第一項の受給資格者であつて、平成二十二年六月八日付けで局長通知別紙様式第二の四の端数を四捨五入した数（様式第二の四の端数がないときは、その端数）を乗じて得た数（小数点以下の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）

(5)　旧法第六条第一項の受給資格者であつて、平成二十二年六月八日付けで局長通知別紙様式第二の五の端数を四捨五入した数（様式第二の五の端数がないときは、その端数）を乗じて得た数（小数点以下の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）